

1975～1985 国際婦人年—平和・発展・平等

女性と福祉

〈一人でも生きられるか〉



国際婦人年北区の会発行
記念パンフ №.4 100

目次	1	女の一生と福祉	2
	2	私たちのソビエト旅行	10
	3	年金	17
	4	女性と医療	26
	5	女性の老後	34
	6	女性の自立・生きがい	39
付録	①	年金	44
	②	医療保障制度	49
	③	安心してかかる病院	50
	④	大阪府下の老人ホーム一覧	52
	⑤	独身婦人連盟と「碑」	56
	⑥	婦人のための施設	58
	⑦	労基法改訂について	59
	⑧	女性と福祉を考える本	62



はじめに

国際婦人年4年目1978年度は福祉について話しあいました。独身婦人連盟関西支部(付録参照)の協力を得て、生活感のあふれるいい内容になりました。

このテーマに対する社会的関心はとても高く、朝日新聞に行事予定がのるや、問い合わせの電話がひっきりなしにかかりました。“もう子どもには頼っておれない。自分が姑をみるのは仕方ないけど、自分は子どもにみてもらいたくない。”という過渡期を生きる女

たちに“一人でも生きられるか。”という問いかけは、かなり強く心をうったようです。

11月には保護抜き平等を提言した労基法改悪案が出ました。“国連婦人の10年”の半ばの年の日本政府よりのプレゼントとしては、何と貧しい内容でしょうか、

折しも、今年が国際児童年です。

女・子どもが幸せになれる日をめざして、ともにがんばりましょう。

1. 女の一生と福祉

7月8日 司会 正路怜子

パネラー 平川暢子／人見和子

女性は社会からいかに守られているのか、これからの福祉はどうあるべきかといったテーマをもって、第1回目はまず福祉入門です。新聞でみて初めて参加したという年配の婦人、今年から共催団体に加わった独身婦人連盟の方など、今までよりも幅広い層で第4年目の講座が始まりました。

まず、西成で生活保護の窓口で10余

年働いた平川さんから区役所を窓口とする福祉制度の説明がありました。

①生活保護 — すべての福祉の最後は、生活保護で救済されます。生活保護はⅠ類（食費）Ⅱ類（住居・光熱費）、教育扶助、住宅扶助、母子・障害・老齢・妊婦などへの加算、入学準備金、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などから成りたち、地域、家族数、年齢、男女でちがいます。1978年4月1日の大阪市の基準によると、標準4人世帯（35歳男、30歳女、9歳男、4歳女）

で10万 5577 円です。

憲法25条の「国民は健康で文化的な生活を営む権利がある」に基づいて支給されますが、一般世帯の55%程度の生活費です。各種団体の運動の力で毎年改訂されていますが、まだまだ“生活保護など受けるのはみじめだ、”という意識が強く、これ以下の収入しかないのに、保護申請をしない人もいます。誰も好きで病気になったり事故にあったりするわけではありません。元気な時はせい一杯働き、働けない時は福祉にたよるのは当然の権利ではないでしょうか。ちなみに1975年7月の生活保護受給者は130万人、20歳以上でみ

ると女性の方が男性の1.5倍の受給率となっています。母子家庭や一人暮らしのおばあさんが多いからです。

なお生活保護にまで男女差があるというのは困ったことです。男女の食料費や理髪費、衛生費がちがうということで、1978年4月では20~40歳で、その差3810円ということです。

②児童福祉 — 保育所、ベビーセンター、養護施設の入所、助産補助制度（出産のための入院費を補助、ただし指定病院で）、家庭児童相談、母子寮（6畳一間に台所という貧弱な施設が多く、この10年で全国200の施設が減り1977年現在406、大阪は15カ所）。

③母子福祉 — 交通事故や離婚、夫の蒸発などで母子世帯は増える一方、1973年で62万6000世帯もいます。一応次のような制度があります。児童扶養手当、特別児童扶養手当（障害児をかかえている場合）、母子相談、母子福祉資金や寡婦福祉資金（つまり就職支度金、就学資金、住宅資金など100万円以内での貸付）。

④身体障害者福祉、精神薄弱者福祉 — 手帳交付、更生医療、補装具（メガネ、補聴器）、訓練施設への入所・通所、家庭奉仕員の派遣（非課税世帯のみ）、日常生活用具の貸与・給付、技能修得金、重度障害者給付金、福祉

手当、介護手当、貸付金、NHK受信料免除など。

⑤老人福祉 — 老人ホーム、家庭奉仕員の派遣（週2回）、福祉電話・非常ベルの設置、敬老杖、老人向特殊寝台の貸与、老人性白内障手術費助成、高齢者居室対策資金（老人と一緒に住むために家を建て増す場合など）、寝たきり老人見舞金（年1回5000円）。

以上は福祉事務所が扱うものですが他に、国民年金、児童手当（18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目から月6000円支給）、老人医療、障害者医療、敬老金、地下鉄・市バスへの優待乗車証、国民健康保険、就学援



助、就園援助があり、保健所でも母子栄養強化食品の支給、未熟児養育医療などを扱います。

とにかく制度だけはいろいろあるが予算も少なく一般に知らせる努力もあまりしない。資本主義下の日本では、個人の生活は自己の責任において行なうのが前提で、福祉は救貧制度の延長、社会主義のように一人一人の生活に国が責任をもつシステムとは根本的にちがうわけです。

ただこのささやかな制度でさえ、知

ると知らぬとでは大ちがい。一部の困った人がみじめな思いをしながら利用するのではなく、必要な人はいつでもどこでもすぐに利用できるように変えていくことが今後の課題でしょうか。

次は、社会福祉協議会で老人給食や家庭奉仕員の制度の充実にとりくんで10年という人見和子さんです。

彼女の考える社会福祉とは、一言で言えば“住みよい町づくり”、地域で活動するための会館や子どもの遊び場づくりなども含めたいそうです。

1972年の9月に、住吉区の一地域で老人給食サービスを始めました。自分で食事をつくれぬ老人家庭に週2回

地域の老人ホームでつくった食事を小学校に運び、配達は地域の婦人ボランティアが各家庭に届けるというシステムです。さっそくマスコミが報道しました。「めぐまれない老人に、給食サービスが始まりました」と。

このニュースを見たおばあさんが、「私はあすから給食やめます。めぐまれない老人ではないので」と地域の役員さんの所へとんできました。“自分たちはいいことをやっている。”と思っていた関係者にはとってもショックでした。みんなて話し込み、考え込み、結局、



“おめぐみの給食サービスでは今後伸びないであろう。お金持ちでも利用したくなる中味にしよう。”ときめました。

“福祉”とはめぐまれない人へのサービスなのだからお金をとってはいけない — この発想をまずこわすことにしました。なぜなら生活保護費の中でもI類の75%は食費なのだからその30分の1の1/3を一食代として計算し、とりあえず200円を実費としてとることにしました。実際は材料費だけでも300円かかるので、あらためて“生活保護って安いんやなあ。”と実感

したりしました。

厚生省では、給食サービスは最後の老人福祉だと言っていますが、これこそ最初の福祉ではないかと私は思っています。これからは“安かろう、悪かろう”ではなく、福祉の質を向上させ、役所サイドのサービス、地域行政を脱して住民参加の日常生活の中に福祉が根づかないと本物ではないと思います。たとえば、“雨がふってきたから、おばあちゃんの洗たくもの入れたげたよ”とか“買いものに行くついでにおばあちゃんのも買ってきてあげよう”といったふうに地域社会の日常生活として定着していれば、ことさらホームヘル

パーも必要ないというわけです。

でも実際には“一人ぐらしの老人は火の用心が悪いだろう。火事でも出されたら大変だ”と近所の人から福祉事務所へ収容に來いという電話もしょっちゅうあるそうです。

ついでにホームヘルパーについても一言。当初は未亡人救済のための仕事として1958年に新設され、非課税世帯で自分の身のまわりのこと — そうじやせんたくのできない家庭に派遣されました。企業によっては妻の出産や病気に際してホームヘルパーを派遣する所もありますが、一般には高い料金で家政婦をやとったり、親せきや隣近

所にたのんでやりくりしています。もっと保育所のように、所得に応じて利用できる制度になることを熱望します。

話し合いの中では「夫と死別後、子どもを残して単身上阪、30余年働きづめに働き、やっと年金で細々とは暮らせるものの、当時は保育所もなかったし、親にあづけっぱなしで生んだだけで育ててやれなかった子どもへの負い目が残っている」とか「3人目の子どもが生まれた時、25年間の結婚生活を思い切って清算。施設の寮母として住み込み、自分の母とも同居して子どもの世話をたのみ必死で生きてきたが、今では母も80歳、すっかりもうろくし

て困りはてている。自分の老後もすぐそこだというのに」

「昨年夫が死亡。娘も息子も親切にしてくれるが子どもには頼りたくないもので“一人でも生きられるか、”ということばにひかれて参加しました。100円でこんなにたくさんのかんことを教えてもらえて感謝しています」

「働きはじめて21年目になる独身OLです。子どもは7人もいるのに、結局母の晩年は私がみました。3年間、いわゆる寝たきり老人となり、庭つづきの家に住んでいた兄嫁に手伝ってもらいながらも、小さく弱った母なのに入浴させるのは大変でした。老人ホー

ムが地域の寝たきり老人に入浴サービスをしたり、食事を配ってくれるお話をききましたが、はやくどこでもそういう状況になってほしいものです」と、それぞれ生活実感あふれる自己紹介が つづきました。

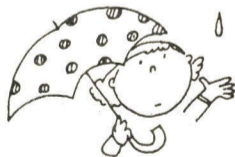
「法律事務所につとめていますが、いろんな制度を知らないばかりに、しなくてもいい苦勞や損失を受けてる人がたくさんいます。役所はもっと市民に知らせる努力をしてほしいです」との発言に共感しながら、女性が家族や親せきにたよらずに一人で生きていける制度の確立や、そのために私たちが何をなすべきなのかを考えさせられ

た一日でした。

(正路)

婦人問題ハンドブック

国際婦人年北区の会のメンバーが編集と執筆を分担。樋口恵子さん監修で最近の知識がどっさり。 創元社刊 680円



2. 私たちの ソビエト旅行

1978年7月30日～8月12日

東京→モスクワ(クレムリン)→ウ
リャーノフスク→保育園→レニング
ラード→ラズリフ→ピョートル宮殿
→エルミタージュ→コロメンスカヤ
→レーニン廟→ハバロフスク→ナホ
トカ→横浜

* 田丸団長のため息

ロシアの夏は、夜10時をすぎてもま
だ明るい。ボルガ河のほとり、レーニ

ンの生誕地ウリャーノフスクで、ソビ
エト旅行3日目の夜を迎えた私たちは
明日の保育園見学のおみやげの折り紙
を折りながら、ミーティングとしゃれ
こんだ。各自、なぜこの旅に参加した
のかを報告しながらの自己紹介。

「ああ、私はこの四十年間、何をし
てきたのだろう。大学を出てやっと放
送局の仕事をみつけ、結婚して子ども
を生んだ。保育所を2つ作り、学童保
育そしてPTAといそがしさの連続。
この国の人たちは、そんな問題はとっ
くに卒業して自らの能力を仕事に文化
活動にと存分に発揮してるというのに」
と、日本の共働き女性の最前線を歩ん

できたラジオ大阪
の田丸さん。



当初、国際婦人
年北区の会ではフ
ランスやイタリア
などの発達した資本主義国をたづねよ
うと計画していたのですが、ヨーロッ
パは日本人だらけで買物のすさまじさ
に現地の方はウンザリしてるとの情報
が入り、日ソ協会の紹介で“レーニン
記念夏休みの旅”を私たちが買い切る
ことにしました。費用はしめて33万
8000円。3食付きで、行きは飛行機
で帰りは船、2週間が休みをとる限界

ではないかということで、新婦人北支
部にもよびかけて人あつめ。

友人・知人をさそって19歳から70歳
まで27人の女性と3人の男性、職業は
教師、放送・出版関係者、公務員、学
生、保母、主婦、トラック運転手と様
様なメンバーで、ソビエト領事館をお
とづれたり、ロシア文学を大阪外大の
田中先生から、レーニンについては奈
良大学の河村先生から学んで事前の準
備もおこたりなく、入場者が100万人
を越えたという成田空港を飛びたちま
した。

* 女性の働く権利

神戸大学の小野先生は“ある社会に

おける自由と民主主義の成熟度をはかる最もわかりやすいバロメーターは、そこで婦人の全体がどれほど自由であり生き活きと生活しているかということだ。ソ連はその点では、日本にくらべてはるかに先進国である、と述べているが、日本でのソ連観は暗くてみじめなものが多く“物を買うのにどれだけ並んでたか、”とか“自由に旅行もできないのでは、”といった質問が続出して、飛行機で一飛びの隣国でありながら、まだまだ遠い国なのだと痛感。

言葉もよく通じない外国人ゆえ、目に見えるものはまわりの風景や表面的な人々の暮らしぶり。たしかに日本よ

りは消費物資は少ないし、服や紙の質も悪そう。だけど保育所は完備し、家族数に応じて入れる家賃は給料の2～3%、医療費、教育費は無料で、完全週休2日制、残業は一切なく、夏休みは1カ月以上、老後は年金で保障されていると聞けば、はたしてどちらが豊かな暮らしなのかは一目りょうぜんです。

私たちの旅行団のメインガイドもインツォーリストの東洋部長も、雑誌“ソビエト婦人、”の編集部長も、そしてハバロフスクからナホトカへのシベリヤ鉄道の車掌さんも、みんな女性ばかり。彼女たちは堂々としてやさしく、深夜

労働も平気、力仕事も平気というたくましさです。

1975年の統計によると、働く婦人は5254万人、婦人の90%以上が社会に出て働き男性と同様の賃金を獲得、女子の大学進学率も高く全学生の51%、モスクワ大学でも40%を占め、女性の管理職も小学校長が83%、企業長9%、技手78%、アカデミー会員10%とあって、革命後60年の間に、農奴制と文盲そして男女差別に満ちたおくれた国ロシアは、かくも変貌したのです。

ちなみにソビエト憲法第35条は、こうである。「婦人と男子は、ソ連において平等の諸権利をもつ。これらの権

利の行使は、教育、職業訓練、就職、労働に対する報酬、昇進、社会的・政治的活動および文化的活動において、男子と平等の機会が婦人にあたえられること、婦人の労働と健康の保護のための特別の措置、婦人が労働と母性を結合させることを可能にする条件の創出、ならびに妊娠と母親にたいする有給休暇その他の特典の供与および幼児をもつ婦人の労働時間の漸次的短縮をふくむ母性および児童にたいする法的援助および物質的・道徳的な支援によって保障される」

ここには、はっきりと保護抜き平等への批判と男女平等の社会的保障が貫

かれています。おそらく、女性の完全就職と同一労働同一賃金は、どの資本主義国でも実現していない、社会主義体制の優位性を示す一つの指標でしょう。

* “ソビエト婦人”の編集部にて
思いがけなく、ファッションショーと声楽でもてなしてくれたこの編集部で聞いた話。

「ソ連でも、家父長制のなごりは根強く、革命後十年たった小学校の教科書に“お父さんは新聞をよみ、お母さ

んは料理をしている”という記述があって、今でも年輩の男性の中には家でそうじや洗濯をするのははずかしいことだと思ってる人がいます。いまこの雑誌では、家庭のあり方についてよく特集をくみます。日本の婦人運動家のみなさん、社会主義になる前に男女の役割分担といった古い思想はうちやぶっておいてください」

いまソビエトでは4人に1人が離婚し出産率も低下し、社会問題になっています。買物とか洗濯などの生活サー

ビスの不便さ、男性の意識のたちおくれなどが指摘され、“すわ、女性の反乱か、”と日本のマスコミでも一時さわがれましたが、経済的自立ができないため、やむを得ず離婚にふみきれない日本の女たちと、はたしてどちらが幸せでしょうか。

* 古い歴史と多民族国家

町にはゴミ一つなく、リンゴがたわわにみのり、ぼだい樹やななかまどがおい茂るレニングラードの町、900日にわたるナチスドイツとの闘いで3人に1人が死亡したというこの町は、今ではすっかり元通りに復興し、ドストエフスキーやゴーゴリの小説の主人公

がさまよい出そうなロマンチックなネバ河沿い、奈落の底におちるかのような猛スピードで創業以来ずっと5カペイカ（約15円）という地下鉄、全部見るには何年もかかるというエルミタージュ美術館や革命家の血を吸ったペトロパブロフスク要塞、ピョートルの都そのままのおもかげを残すこの町を、夜の白むまではね橋を求め、ネフスキー大通りを歩きまわった私たち貪欲な旅行者の群れ。

モスクワの赤の広場では、夏休みを利用してレーニン廟にくる地方の人々で超満員。ウズベック、アルメニヤ、グルジア、アゼルバイジャンなど15の

共和国、200もの民族からなり、一つの国で11時間も時差がある巨大な国。人なつっこい田舎っぺといったロシア人たち。まさに“みがかれざるダイヤモンド”、といったこの国は、様々な問題を抱えながらも、世界で初めての社会主義国として、60年の歴史を背景に年々着実に人々の幸せを拡大し、女の自由を保証しています。

*そして日本で

私たち大阪の名もない女たちの集団を、親切にもてなしてくれたソビエトの人たちに感謝しながら、私たちは、自分の祖国を女にとって住みよい国、つまり男にとっても住みよい国に変え

ていく“仕事”に、また勇気を出してとりかかることでしょう。

国際婦人年の意味は、まさに世界のあちこちで、女たちが暮らしの場で、平和・平等・発展を具体化することなのでしょうから。（田丸・正路）



3. 年 金

9月9日 司会 柿崎浩子

パネラー 田畑鞠子／橋本正代／
神崎房子

私たちの老後の生活と生きがいを支えてくれる年金。これについてはやはり関心が高いせいか部屋に入りきらないほど多くの参加者がありました。

まず初めのパネラー田畑さんは同和火災で30余年社会保険の仕事をしてこられ、現在はかつて習いおぼえた“組ひも”を教えたり、テニスや旅行を楽

しんでいる優雅な年金生活者です。

*年金のしくみ

1961年4月、「国民年金」ができたときから「国民皆年金時代」といわれています。自分がどの年金に加入しているかをまず知ってください（付録①参照）。国民年金には二種類あります。自営業、自由業の人とその家族は強制加入です。厚生年金と違って遺族年金がないので、夫が国民年金ならば妻も国民年金に加入しなければなりません。夫が厚生年金に加入している場

合は遺族年金があるので任意加入になっていますが、妻も自分の年金を持っていれば、両方とも年金を貰えるので入っておいた方がいいようです。また、55歳から厚生年金の老齢年金を貰っている人でも60歳までは国民年金に加入することができ、65歳から二つの年金を貰うことができます。

さて、どんなときにどんな年金が貰えるのでしょうか。

①年をとって働けなくなったとき＝老齢給付

②病気や怪我で働けなくなったとき＝障害給付

③一家の働き手が死亡し



たとき＝遺族給付

何かが起こったときこれを思い出して具体的なことは相談先につけこんだらよいわけです。

ところでみなさんは、お給料から引かれている年金額がどのようにして決められているかご存知でしょうか。自分が引かれている保険料を、高いわあと思うだけで、正當に計算されているかどうかを知らないで引かれっ放し、まかせっ放しにしているのはどうかと思います。

厚生年金は年に一回だけ算定期間があります。5月、6月、7月の給料(総収入。残業料など諸手当を含む。年3

回以下のボーナスは含まない)を合計して3で割ります。それを厚生年金の保険料表にあてはめると標準報酬月額が出てきます。この表は職場では係の人のところにあるし、年金の本をみればたいていついていますので一度調べてみてください。11月から新しい保険料で引かれますから、自分の保険料が正しく引かれているかどうか、これを機会に計算してみたらよい勉強になるでしょう(付録④参照)。

*私の年金生活一橋本さんの場合

次の橋本さんは独身婦人連盟の会員。65歳をすぎても若い人が恥しくなるくらい意欲的な人生を送っておられます。

最初は地方公務員、つぎに国家公務員にかわり、厚生省の医療機関の研究検査部門に勤めていましたが、1972年6月に定年退職しました。そのあと年金では食べられないので、神戸の看護学院短大の舎監をしていましたが、いろいろやりたいことがあり、年金アップもチョッピリあったのでやめました。それで現在は無職ですが、現役時代の労組、全日本国立医療労働組合の退職者会の組織づくりを退職当時から始めて、退職者会全国連絡協議会推進委員と、現在住んでいる明石の地区老人クラブの役員、独身婦人連盟、キリスト教関係、文学関係の同人雑誌など

に入って忙しくしています。

1973年11月に、第2回総評退職者会に出席し、そこで、元小学校校長が月1万8千円の恩給では老い先を養っていけないという訴えを聞いて大きなショックをうけました。また、総評主催の全国高齢者退職者会の1万人集会で全日自労の人たちが入ってくるのを見るといつも涙ぐんでしまいます。腰の曲った方、頭のまっ白な方たちが会場に陣どって、中央演壇を食い入るような目でみつめていらっしゃる。“ああ、この人たちに幸せになってもらわなくちゃ、ひとりひとりが幸せにならなくては、”と、思って、福祉の谷間にい

る人たちのためにささやかな力でもと、思って退職者会の運動にとりくんでいます。

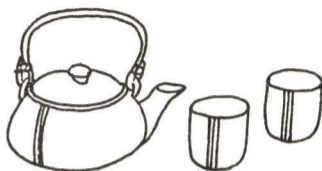
最後に、年金算定について二度もミスをされました。1972年にやめて、翌年3月に送ってきた年金証書を見て、どうも少ないと、思っているいろいろ調べてみましたら、やっぱりおかしいのです。すぐに年金局に手紙を出すと“証書を送れ、”というので、5月に上京した折、係長に提出しました。それから8月までナシのつぶてだったので、全医労の高齢者会でそのことを発言しました。全医労の書記長が年金局に照会してくれましたら9月4日、年金局は全医労

本部へ謝罪書をもってきました。

個人でやったらナシのつぶてで、労働組合が持ちこんだらさっそく書面で寄こすのです。年8万7千872円の損でした。1973年9月に年金局に電話して、「今年も年金アップがありますが、今度はミスをしなさいね」といっておいたのに、またぞろミスがありました。二回のミスを合計すると18万9千92円になりました。

労働組合の新聞にこのことを二回大きく出してもらいましたら、年金局の課長と係長がはるばる明石まで謝りにきました。

「部下のミスでわざわざおいでくだ



さったのはありがたいことですが、しかし、最初のミスがあって証書を渡したときに“あいすみません”とひとことあるべきだった。そういう姿勢がないからまたぞろミスをやらかしたんじゃないですか」といっておきました。

私の今の年金は10万490円で、どうかこうにか暮してはいますが、いろんなところに首をつっこんで持ち出し

が多くて足りません。

昨年自民党の議員が国会で、公務員の年金がほかより良いといったので関係者はみんな怒っています。上級管理者にはたしかにいいのですが、ほかはそうでもないのです。調べてみると、1974年以降にやめた人はいいいのですが、1965年までにやめた人は、2万～2万5千円位が多くてお気の毒です。

私がやめたときの年金は月4万6千220円でした。早くから老後設計をしていて、借金で家を二軒買って一軒を貸してその家賃でなんとかまかなっていましたが、それがなければ再就職を続けていたと思います。

それに、私たちの掛金が多く、厚生年金が700円位だったとき私は3千500円で、さらに上がっていきました。

従軍看護婦さんたちに年金がなくて大変お気の毒です。日赤の婦長さんだった人が老後生活保護を受けていて、寝たきりになってもおしめも買えず新聞紙で代用しているというお話もあるのです。みんながすばらしい老後をおくれるようになりたいものです。

*年金の問題点と将来

このテーマでお話をしてくださった神崎さんも独婦連の会員で、大阪大学におつとめです。

日本人の平均寿命の伸びは大変なも

ので男性は世界一です。明治24年～34年では男42.8歳、女44.3歳、昭和45年では男69歳、女74歳、そして現在では男72歳、女78歳になりました。

60歳以上の人口の全人口に対する比率の移行をみると、フランスは1788年に8%、1966年に18%。日本は1955年に8%、1995年に18%になろうとしており、伸び方の早さは驚くべきものです。戦後のベビーブームの時に生まれた人たちが60～65歳になるころで、このときが日本の一番大変な時になるのです。



だから、今20歳の人でも、老人になったときどうするか今から考えておかないと大変です。政府と国民と両方で考えていかねばなりません。

日本が農業国であった頃は、老人も含め家族全体で生産ができましたが、工業社会になると外へ働きに出て賃金を貰う、そこから定年が生まれ、年金が必要となります。年金のはじまりは軍人や官吏の恩給でした。

年金にはどのような制度があるでしょうか。日本は積立方式です。これは

働いているときに自分で積み立てた金を自分に支給するというしくみで、20～35年積み立てている間のお金は国が持っていて、これが大企業へ行ったりするのでよくないという人も多いのです。

インフレがあるのでスライド制を取り入れてはいますが、余裕のある老後のくらしはむつかしいようです。

外国は賦課方式にかわりつつあります。これは現在働いている生産者からその時代の年金受給者に直接行く方式ですから、日本でも革新政党が賦課方式にしようといっていますが、生産労働者の合意がなくてはできないことな

のです。

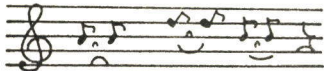
討論では、公務員の年金は厚生年金と違って保険料率が高く掛金が高いので見返りが多少高くても当然であること、ただ支給が男女とも55歳からで、その後働きながらも年金が貰えるし、やめる直前の給与の平均（厚生年金は全就労期間の平均）を基礎にして計算するなど、制度的には有利な面があることが明らかになりました。

その他、企業年金のことも話題になりましたが、実施している企業も少なく支給額も低いし、退職金のかわりに自分で積み立てさせるところも

あり、企業倒産も増えている今日、あまり評価すべきものではないように思われます。

政府が国民年金の加入をすすめるのは、国家予算の赤字をうめるために加入者を増やそうとしているのだとの意見もありました。

今年金を貰っている人たちと、将来年金を貰わねばならない人たちとが手をつないでよりよい老後をつくり出す運動が大切だということを教えられた講座でした。 (柿崎)



100円のパンフで

60万円トクした人が!

Sさんは一昨年、65歳で定年退職し、従業員2人だけの職場で雇用保険に加入していませんでした。

国際婦人年北区の会発行のNo.1パンフで、「未適用事業所でもさかのぼって保険料をおさめれば雇用保険が受けられる」と知り、職業安定所で手続したところ、300日分、60数万円の雇用保険を受給することができ、しかも60歳以上の労働者には保険料は免除(雇用主、労働者とも)。身寄りのないSさんは大よろこびでした。

4. 女性と医療

10月14日 司会 神谷伸子

パネラー 逢坂隆子／柳生啓子

病気になるのは女性も男性も同じ、でも看護はほとんど女性の肩にかかってきます。また、一人暮らしの場合、病気が一番不安でしょう。

日本の医療はどうなっているのかを、豊中保健所のお医者さんである逢坂さんにお聞きしました。

女性と健康を考えると生理的な面で

は男性より女性の方が強く、平均寿命も女性の方が長いのです。そのため、老人は女性の方が多く、その意味で老人問題＝婦人問題ともいえます。

女性の中でも未婚や、配偶者と離死別した女性は家庭の主婦に比べ死亡率が高く年齢によっては数倍にもなります。河内長野市における国民健康保険組合の調査では、母子世帯は平均より受診率は低いのに一件当りの日数、費用は高くなっており、子どもづれで働

いていてギリギリまで受診もできない、いったん倒れてしまうと重くなるというのが実態です。母子家庭医療費の公費負担が必要なわけです。

ところで日本の医療保険制度は9種類に分かれています。大企業中心の組合健康保険は若くて元気な人が多いので黒字。一方中小企業に働く人の政府管掌健康保険、自営業などの国民健康保険は高齢、病人が多いので赤字になっています。健康保険は労働力確保が目的なので、生産に寄与している者に厚く、そうでない者に薄いのです。

老人の場合は国民健康保険に入るか子どもの扶養家族になるかですが、い

ずれにしても3割は自己負担なので、年金が充実したとしても、老人にとって医療費の占める位置は大きいのです。老人医療費無料化は1973年にやっと国で制度化されましたが70歳以上であり、それ以下は自治体で独自に行なっていますが、所得制限の引上げ、年齢制限の引下げが必要です。

医療費は国民健康保険以外は本人の場合10割給付ですが、直接の医療費だけなので実際に病気をするとかなりのお金がかかります。つきそいは1日最低1万円、病気の種類によって看護婦さんでないといけない場合は1万5千円以上、大きな手術の場合最低1週間

はつきそいが必要と言われます(表)。 のケースレポートがありますが、実態
 1回の入院で50万円とか100万円とか はどこもつかんでいません。

入院料金(1日につき) (円)

普通室		健保本人	家族 国保本人	自費
A	2週間以内	0	2,196	7,320
B	2週間～1ヵ月以内	0	2,109	7,030
C	1ヵ月～3ヵ月	0	2,025	6,750
D	3ヵ月以上	0	1,968	6,560

(基準看護料、基準寝具料、基準給食料、入院時医学管理料)

他に保険本人、入院の日から1ヵ月間一部負担金1日200円。

個室 2等1500円 1等3000円 特等8000円(阪大病院)

保険外負担付添看護料（78.4現在）

(円)

	看護婦	准看護婦	看護補助者
基本給	6,270	5,330	4,700
時間外手当	980	830	730/H
徹夜3割増	1,880	1,600	1,410
深夜手当	1,180	1,000	880

例

$4700+730 \times 3$
 $+1410 = 8300+$
 交通費（患者負担）
 紹介手数料10% 830
 受付手数料1件 300

老人の死因は脳卒中、ガン、心臓病が最も多く、老人の病気の特徴としては慢性、合併症、だんだん悪い方向に向く、回復の遅れ等があります。一般の医療のようにその病気だけを治すというのでは不十分で、リハビリテーションも含んだ総合的医療が必要です。外

国で行なわれている、昼間だけ病院にいて治療やリハビリを行なうデイホスピタルもとり入れるべきでしょう。日本では現在在宅寝たきり老人のために老人家庭奉仕員の制度がありますが、低所得者のためだけで枠も少ないのです。単に家事をするのではなく家族が

いても、看護婦の指導による看護ケアを行なう訪問看護制度をもっと広げたいものの一つです。

次に阪大病院の柳生さんに看護婦の立場から病院の実情、患者の実態を話していただきました。

まず病気になると通院か入院かですが、通院は待ち時間3時間診察3分と言われる実態で、それに対し大病院では予約制がすすみ患者の都合が無視されています。逆にいつでも病院に行けるような労働条件づくりが大切でしょう。入院となると社会生活を一時中断することであり、仕事・家族のことな

どすぐにふみきれません。とくに主婦の場合、子どもをどうするかが悩みの種です。またつきそいをどうするかも大問題です。日本の病院はこれまで看護は家族あるいはつきそいに任せられていましたがだんだん看護婦がすべきだ、という方向に変わりつつあります。1948年に完全看護・完全給食の基準が定められ、1958年には基準看護・基準給食に改められ、病院の種類によって5段階に分かれています。基



準看護はつきそいが認められないのですが、病気によっては医師の許可を得て家族がついてもよいというぬけ道があるので、家族のかわり、という形でつきそいが入っている病院が多いようです。基準看護をしていない病院に入院した場合は、保険給付でつきそい費用が返ってきますが、全額ではないので差額が自己負担になるし、病気によってはつきそいが認められません。

阪大病院では1977年に

基準看護にふみきり、労働組合も看護の中身を良くするために賛成しました。実施以前は手術時は必ずつきそいが必要で、昼も夜もで二人雇う場合もあり、入院患者の55%につきそいがついていましたが、実施後は17~18%の家族によるつきそいはあるものの専門つきそいは入っていません。看護婦も以前は医師の介助・雑用に追われ、患者の世話はほとんどできなかったのですが、いまでは大体できるようになりました。

つきそいなしで入院したある患者の場合、ナースコール(看護婦詰所に通じるインターホーン)がひんぱんで精神的に不安定でしたので、家族(70歳



代の姉)に夜つきそってもらいましたが、病人の看護には物理的世話だけでなく、家族の精神的役割が重要です。また基準看護だからと病院に任せきりで、面会が少なくなっている例もあります。なかにはお見舞が全くない人もあり、患者自身の健康な時の生活態度がしのばれます。

休憩のあと、まずは身近な例から話しあいました。

「68歳の父が脳卒中で6カ月間入院し、20万円もかかりました。しょくたくで働いているのですが、1カ月6万円以上の収入があったら、健康保険の

扶養家族にならず自分で国民健保に加入しないといけないんですね」

「この秋に東ドイツのドレスデンの病院を見学しました。2100人に一人の医者があり、医療費は完全無料。医師の9%が女性でした。なおソ連で一夜を過ごした折、たまたま子どもが発熱したのですが、30分以内に女医さんがとんできてくれ、しかも外国の旅行者にも無料だということで、あらためて社会主義の医療制度に感激しました」

「夫が結核で入院しましたが、あとで結核予防法で無料になることを知りました。医師が保健所に届けてくれていなかったのです。知らないと損をし

ます」

「差額ベッドは普通室の枠が少ないため、急ぐ病気の場合個室しかあいていないので、ぜいたくではなくやむをえず入る人が多い」

「保健所で健康診断をしてくれなかった」「保健所ではどんなことをしてくれるのか」の質問に逢坂さんは「保健所は母子衛生と伝染病予防だけが義務づけられており、法律の範囲内の仕事ばかりです。働く婦人の問題などやりたくてもなかなかやれません。スタッフは保健婦、医師、栄養士、X線技師と豊富なのもっと住民の声を聞いて地域住民の健康増進に貢献したい。

医療問題は、健康な時には関心がないし、病気の折には余裕がないしでなかなか運動が持続しません。救急医療の実態や医療費の実態もよく出しあって、健保改悪反対の運動など、もっと国民のいのちと暮らしを守るしくみに関心をもってほしい」としめくられました。（神谷）



5 女性の老後

11月11日 司会 船井喜美代

パネラー 谷 嘉代子／神田富子

予約していたはずの北市民教養ルームが突然使えなくなり、急に近くの天理教神佑分教会をお借りし、神殿の前で女の老後を考える集いとなりました。

はじめのパネラーは府立看護短大で心理学を教えてらして、独婦連の関西支部長の谷さんです。

“地域社会の中で一人ぐらしの老後をどうすごすか、その条件は成熟して

るのか、”が彼女のテーマです。

65歳以上の方が7%を越えたとき、“老齡社会、”というそうで、日本ではすでに数年前からそうなっています。その上、65歳の時には66%以上の妻が夫を亡くしているそうですから、老後のくらしは今や女性全体の問題です。

「老年とは、自分自身で造ることのできる最後の時間である」という言葉を引用して、“まだ経験したことのない自分の老後をデッチ上げることから始めよう、”とパネラーは提言。老いが

近づいても自分はまだまだ老人ではないという自負心を持って老後を考えて行くと夢もわいてきます、と実にさわやかなムードで話を進められました。

まず何が不安で何が問題なのか全部出してみ、解決の努力をしていってはどうか。第一に心身共に衰弱して行くことを少しでも遅らせる努力を。そのためには、自分にあった刺激を準備すること。不安になったらすぐ施設へでなく、自分の身のまわりは自分で、という人間の基本的な生活を残すことがより老化を遅らせるよい刺激になるのではないか。

そのためにも地域社会の福祉の充実

が必要である。買物、洗たく、食事、話し相手など健康と安全の点検など、社会的に親孝行をしてくれるホームヘルパーが必要であり、現在のようなお恵み福祉から、これからは＜必要な福祉を必要に応じて購入する福祉＞に移行させることが望ましい形です。

老人三悪として、病気、貧困、孤独があるが、急に病気が来た時すぐ入院できる救急袋の用意や、日ごろから趣味を通じてでも心の通じあう友達をつくっておくことも大切です。老いを自分でいたわりながら認めて行き、老いの受け入れの次には、死を受け入れる準備も必要です。死を受け入れるこ

とは、生を認めること、己れの人生を認めることにつながります。

人間にとって、死のみじめさいやらしさから逃げずにいるためには、平凡すぎますが、死後の居場所つまりお墓にいきつきます。独婦連では、戦争のために結婚相手をなくし、歴史上なかった多くの婦人が一人の力で生きぬいたことを記念して平和の碑を建て、そこへ一緒に入ろうと話合っています（付録参照）。

みんな自分の精神が最後の最後まで生き生きしていたと考えていますが、これだけ一生懸命努力しても、ある日突然に恍惚がきたら特別養護老人ホー

ムに入所せざるを得ません。

次は、寝たきり老人をあずかる茨木の特別養護老人ホームで看護婦として働いている神田さんからの報告です。

ホームでの暮らしは6時起床、7時20分朝食、9時15分は“浦島太郎、などのうたにあわせて体操、9時半からは入浴です。一人で入浴できる人や椅子に腰かけたまま、ベッドに寝たままでの入浴者を若い大学出の寮母さんが半パンツで頭から下まで洗ってあげてる姿には、仕事とはいえ頭が下がります。

そして11時15分昼食、2時半にはお



やつがでます。空いてる時間は、お茶、お花、折り紙など様々なグループ活動を楽しみます。お誕生会、お花見、地元の人々の協力による盆踊りや運動会など、老人ホームでの生活が楽しいものになるよう工夫されています。人生のたそがれ、しかも病人というホームの中にも、若いひと顔負けの恋あり、嫉妬あり、けんかありの人生縮図が展開される様子が神田さんによって実に詳しくユーモラスに語られ、みんなすっかり魅せられていました。

あとの討議では老人ホームへの入所の方法、対象者の枠、費用、許される持参物、政治の話はしてもよいか等、みんなが入りたくなかったような質問が飛びかい、しまいには、今後何か所の老人ホーム建設予定があるか等、府の福祉課につめよるような質問が出たりして、パネラーを戸まどわせました。

みんなの話しあいの中からは長男長女ばかり多いこれからは、子どもたちが4人の老人をかかえることになり、子どもに頼れない親子関係になること

への覚悟、同居できなくてもスープのさめないところに親をとか、子どもには世話にならないが親はそばに置きたいなど、まだまだ断ち切れない家族制度の根づよさをのぞかされました。

谷先生のお話の中で、大へん興味深く耳新しい行為として、医療辞退宣言証明や、生前遺言などが語られました。これは法律的には効力が弱いですが、本人の強い意志を理解してもらえる素材にはなるということです。まず医療辞退の方は、植物人間になったような場合一定の期間で治療を打ち切ってほしいという本人の強い意志を記入して、ある医者に証明してもらったものです。

また生前遺言は植物人間や、道で行きだおれになったり、また言語障害になったときどうしてほしいということを書いておいて、生きている時に自分の意志を伝えるものだそうで、これはとくに独身婦人の生活の智恵で考えられたことで、世話をしてくれる子どもや親せきが近くにいない場合、この二つをいつもカバンの中に入れておくと、気休めにはなるということでした。

結論としては、自分の身のまわりのことができまわりに迷惑をかけない間は住みなれた町で暮らすこと、そのための条件を整備することです。老人ホ

ームも現状では、相部屋であるとか、今までの自分の生活からきりはなされてしまうなど種々問題がありますから、質・量ともよくしつつ、一度入ったら二度と出てこれない所ではなく、短期間だけの活用とか、地域への入浴や給食サービス、子どもと老人との交流など、もっと気がるな場所として活用することです。老人ホームもわびしからずや……姑の世話を心よしとしない嫁や家族に囲まれるよりよっぽど楽しい老後をつくろうではないか。(船井)



6. 女性の自立・ 生きがい

ことしの講座の最後はパネラーなしのフリートークです。いままで年金や老人ホームのことなど一定の知識を身につけましたので、次は心の問題。

アメリカでは30歳になったら、老後のための心の準備を始めるといわれています。また休息権といって55歳になったら人生の果実を存分に味わう権利があるともいわれています。

それなのに、このGNP第3位の日

本では、労働時間は短縮になりそうもないし、定年になるのを非常におそれる風潮があります。“親のめんどうをみるのは子どもの義務。”といった考えが根強く、とくに長男の嫁という立場はととてもきらわれます。

“老人ホームに入る話など、姑の前ですると大変です。そんな所へ入るのはみじめです、と言われ、今のところ健康なので、別居ぐらしもできるけど、将来が思いやられます。”とか“子どもがいないのでやはり不安です。病気になった時のためには一人 4,000万円は貯めとかないといけないと言われ、ぞっとしています。”とか“老後のことな

ど考えないことにしています。”と勇敢な発言もありました。

“老後を今から楽しみにしています。70歳の知人は、自然をながめては絵に描く時のことを思いラジオ講座で5カ国語を学び、ピアノを習い始めて作曲をやったりしています。今まで一度も退屈だと思ったことはないとのことで、社会的関心も旺盛です。”

“93歳の祖母が長崎にいます。特別養護老人ホームに入ってますが、わがままで困っています。老人ホームの規定以上のお金を隠しもち、ハリやあんまを勝手にたのんだり。おみまいにきた人にお金をバラまいたり。”

“近所の老人もそうです。いつも窓から手まねきして人をよびよせてはお金をくれるのです。金さえやれば、人は喜ぶとでも思ってるのかしら。”と、身近かな老人たちの生態が出されました。

男でありながら、10年余も婦人問題に関心を持ち勉強してきたという土屋さんから“老人の孤独は①仲間を持っていない②役職をもっていない③孤独に耐える力をもっていないという点に問題があります。ですから、人間関係を豊かにして、家族や地域の中に自己の場や仕事を持ち、死をみつめる力を自己教育して、自分なりの道をきりひ

らくことだと思えます。”との提言。

“私たちが老人になった時、はたして年金はもらえるのかといった宣伝がされており、社会福祉の前途は暗い。日本人の貯金は平均 350 万、ほとんどの人が何らかの生命保険に加入して、自分を守ることに必死です。自己本位にならざるを得ない社会機構なんです。

これだけ税金も払ってるんだから、貯金がなくても安心して暮らせるシステムをはやく確立してほしい。これこそ政治家の仕事ですね。私たちも自分のために貯金して生活を防衛するという消極的なとりくみから、政治や社会を変えていく視野の広い運動に発展さ

せなくては、とこれからの福祉に対する方向づけ。

“今まで子どものことばかり考えてたし、まわりの主婦ともあたりさわりのない話ばかりで退屈していたが、この講座にきてとても楽しかった。いつも手帖に書き込んで、次を待った。”

“母と二人ぐらしだが、みんなの話聞いて未来が明るくなった。”とまとめの会らしい発言があり、なごやかに第Ⅰ部をとじました。

なお、おわりに“労基法改悪反対”の特別決議もおこないました。

第Ⅱ部は忘年会。“革新府政をすす

める北区ママさんの会”の会長をやっている柴田アイさんのバーを借り切って、カラオケ大会としゃれました。第Ⅱ部だけの参加者も何人かあり、ビールにウィスキー、おすしやきょうさを存分に食べ、飲み、うたいました。

一人でも女が安心して生きられるためには、革新府政をすすめてよりよい福祉行政をつくること、そしてその運動に私たちが主体的に参加することなのだと言いつつ、4年目の講座を締めくくりました。(星野・正路)





生涯の最晩年の歳月のために、内面生活の資源をたいせつに貯えておかなかつた老人たちにとっては、無為であることはつらいことである。—— ロマン・ロラン

付録1

年金制度比較表（一九七九年四月）

区 分		保 險 料	加 入	給 付 開	平 均 年 金 額	発 足
制 度		(%)	期 間	始 年 齡	(月, 万 円)	
共 済 組 合	国 家 公 務 員	9.3	20	55	8.3	1958
	地 方 公 務 員 等	9.4	20	55	9.2	1962
	公 共 企 業 体 職 員 等	9.6~ 10.7	20	55	8.8	1962
	私 立 学 校 教 職 員	8.2	20	55	7.0	1954
	農 林 漁 業 团 体 職 員	9.8	20	55	5.4	1959
船 員 保 險		10.6	15	55	9.0	1940
厚 生 年 金 保 險		男 9.1 女 7.3	20	60 55	6.8	1942
国 民 年 金	25 年 年 金	3,300円	25	65	3.55	1961
	10 年 年 金	/	10	65	2.243	〃
	5 年 年 金	/	5	65	1.64	〃
	老 齡 福 祉 年 金 (無 抛 出)	/	/	70	1.5	1959

付録2

年金計算の仕方

厚生年金

$$\begin{array}{c}
 \text{基本年金額} \\
 \boxed{1,650\text{円} \times \text{加入月数}} + \boxed{\frac{\text{平均標準報酬月額} \times 10}{1000} \times \text{加入月数}} \\
 \text{(定額部分)} \qquad \qquad \qquad \text{(報酬比例部分)} \\
 \times \text{スライド率} + \boxed{\begin{array}{l} \text{加給年金額} \\ \text{妻} 7,200\text{円, 第1子お} \\ \text{よび第2子} 2,400\text{円,} \\ \text{第3子以降} 4,800\text{円} \end{array}}
 \end{array}$$

・定額部分の月数は、240月未満は240月とし、420月以上は420月とする。

国民年金

$$\begin{array}{c}
 \boxed{1,300\text{円} \times \text{保険料を納めた月数}} + \boxed{1,300\text{円} \times \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{2}} \\
 \times \text{スライド率} + \boxed{200\text{円} \times \text{付加保険料を納めた月数}}
 \end{array}$$

・必要な加入期間が10年～24年に短縮された人については、さらに次の額を加算。

$$500\text{円} \times (300 - \text{加入期間の月数}) \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{2}}{\text{加入期間の月数}} \times \text{スライド率}$$

共済組合

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{俸給年額} \times \frac{40}{100}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{(21年以上勤めたとき)} \\ \text{俸給年額} \times \frac{1.5}{100} \times \text{20年をこえる年数} \end{array}} \\
 \text{最低限度額} \quad \text{俸給年額} \times \frac{70}{100} \\
 \text{最低保険額} \quad 55,200\text{円}
 \end{array}$$

・または次の式で計算した額(いずれか高い方の額)。

$$39,600\text{円} \times \text{スライド率} + \text{俸給年額} \times \frac{1}{100} \times \text{加入年数}$$

(加入年数が20年をこえるときは、そのこえる1年につき19,800円加算、ただし297,000円を限度とする。)
 (加入年数が40年をこえるときは40年とする。)

	給付の種類	受給条件	給付の額
厚生年金	遺族年金	①加入期間が6ヶ月以上の人か、加入期間中に亡くなったとき ②老齢年金をもらっている人が死亡したとき ③障害年金2級以上をもらっている人が死亡したとき	妻と子 基本年金額× $\frac{1}{2}$ +加給年金額 夫、父母、孫、祖父母 基本年金額× $\frac{1}{2}$ 最低462,100円
	通算遺族年金	通算老齢年金をもらっている人が死亡したとき (国民年金を含めて通算老齢年金をもらっていた場合は国民年金には遺族年金の制度がないので厚生共済の通算老齢年金の半分です)	基本年金額× $\frac{1}{2}$ 最低保障はない
国民年金	母子年金	1年以上保険料を納めた妻が夫と死別し、18歳未満の子(身体障害児のときは20歳未満)と同居しているとき	子供が1人の場合462,100円 子供が2人以上ある場合、2人目の子供に24,000円、3人目の子供から4,800円を加算
	準母子年金	1年以上保険料を納めている祖母、姉などが息子や夫に死別し、18歳未満の孫または弟妹(身体障害児のときは20歳未満)と同居しているとき	母子年金に同じ
国民年金	遺児年金	1年以上保険料を納めた父または母が亡くなり、孤児になったとき 18歳(身体障害児は20歳)になるまでもらえる	年金額462,100円 2人目24,000円 3人目から4,800円
	寡婦年金	老齢年金を受ける資格のあった夫が年金をもらわずに死亡したときで、妻の期間が10年以上であるとき。60歳から65歳まで	夫が受けるはずであった年金額× $\frac{1}{2}$
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が死亡したとき	一時金の額23,000円～52,000円
	母子福祉年金	18歳未満(身体障害児は20歳未満)の子がある人で、国民年金に加入して1年未満で母子年金を受けられないとき	年額234,000円
	準母子福祉年金	18歳未満(身体障害児は20歳未満)の孫、弟妹のいる祖母、姉で国民年金に加入して1年未満で準母子年金を受けられないとき	年額234,000円

付録3 年金の種類と給付額

	給付の種類	給付条件	給付の額
厚生年金	障害年金	①加入6ヵ月以上 ②加入期間中病気やけがで障害者になったとき(症状により1、2、3級に分けられる)	1級 基本年金額 $\times \frac{125}{100}$ + 加給年金額 2級 基本年金額 $\times \frac{100}{100}$ + 加給年金額 3級 基本年金額 $\times \frac{75}{100}$ (加給年金はなし) (最低保障額 433,200円)
	障害手当金	①加入期間6ヵ月以上 ②加入期間中の病気やけががなおり3級程度の障害者になったとき	基本年金額 $\times \frac{150}{100}$
国民年金	障害年金	①保険料を納めた期間が1年以上あること ②症状により1、2級にわけられる	1級 541,500円 2級 433,200円
	障害福祉年金	①国民年金に加入できる20歳前に障害者になったとき ②国民年金制度ができる前(昭和36.3.31以前)に障害者になっていた人 ③拠出制の障害年金を受けられないとき (年金加入後1年以内に障害の状態になったとき)	1級 270,000円 2級 234,000円
	寡婦加算額	子2人以上を有する寡婦 子1人を有する寡婦 60歳以上の寡婦(子を有する寡婦)	72,000円(月額6,000円) 48,000円(月額4,000円) 36,000円(月額3,000円)

付録 4 年金の手続きと相談先

* 手続きは年金裁定請求書、年金手帳、戸籍抄本または謄本などの必要書類を持って、社会保険事務所か国民年金課まで。

* 支給場所は指定郵便局か銀行で、支給月は厚生年金は2、5、8、11月、国民年金は3、6、9、12月です(ただし、福祉年金は4、8、11月、老齢年金は3、6、9、11月)。

* 用紙は、社会保険事務所か市町村役場の国民年金課に備えてあります。

<年金の相談先>

1 社会保険事務所—都道府県庁の保

険課、国民年金課

2 役場の市民年金課

3 年金相談センター

• 大阪市南区谷町9-2-4

763-4675

• 厚生年金会館内年金相談コーナー

532-6301

• 東京都杉並区高井戸西3-5-24

334-3131

• 名古屋市中区栄2-9-30

231-2010



付録5

医療保障制度

制 度	対 象	窓 口
老人医療費支給制度	国…70歳以上の老人または65歳以上の 寝たきり老人 何らかの健康保険に加入している人 大阪府…65歳以上	福祉事務所 市町村役場
老人健康診査	65歳以上の老人 年1回無料	市町村役場
老人性白内障	” 特殊眼鏡が無料	福祉事務所
結核予防法	命令入院の場合無料又は自己負担のみ	保健所
難 病	スモン、ベーチェット病 自己負担分 が無料	府衛生部保健予 防課
身体障害者福祉法	肢体不自由、視覚・聴覚・言語障害、 心臓・腎臓機能障害…相談、医療費、 日常生活用具、お世話など	福祉事務所又は 町村役場

付録6

安心してかけられる病院・診療所一覧 (民医連加入)

城東診療所	931-0779	楠根診療所	746-1313
蒲生厚生診療所	931-3807	姫島病院	473-5151
野江診療所	931-6213	千北病院	473-7139
赤川診療所	921-3008	柏花診療所	471-2209
都島民主診療所	923-3719	竹島診療所	472-2291
協立診療所	0720-74-2138	此花診療所	463-2222
加賀屋診療所	681-1498	伝法高見診療所	461-5605
西成民主診療所	659-1010	酉島診療所	461-4459
大正民主診療所	554-1197	梅香診療所	462-7278
田島民主診療所	758-0041	野田診療所	461-6770
蛇草病院	728-0080	福島民主診療所	458-9305

吉野診療所	461-7759
淡路診療所	322-5211
相川病院	381-2005
茨木診療所	0726-24-3977
豊中診療所	841-3531
向野診療所	0729-38-6226
堺北診療所	0722-33-6569
北野田診療所	0722-36-3211
上二病院	763-1851

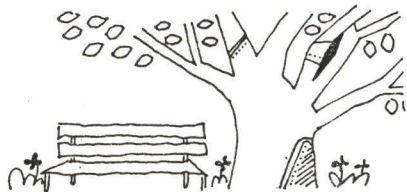
皮、精、泌、麻、齒

耳原総合病院 0722-41-0501

整、産、婦、皮、泌、耳、眼、精、
脳外、麻、胸外、放、神内、東、
理療

市内休日夜間診療所

都島 (都島区)	928-3333
十三 (淀川区)	304-7883
西九条 (此花区)	464-2111
今里 (東成区)	972-0797
沢之町 (住吉区)	672-6021
中野 (東住吉区)	705-1612



養護老人ホーム

65歳以上で身体上・精神上・環境上の理由および経済的理由で家族と一緒に暮らせない人のために。

相談は、民生委員か福祉事務所。

施 設	定員	住 所	電 話
市立弘済院老人ホーム	350	吹田市古江台6-2-1	872-0055
市立信太山老人ホーム	152	和泉市伯太町3-13-23	0725 41-0921
府立城東養護老人ホーム	80	城東区古市1-20-17	931-5190
府立松風荘	100	枚方市星ヶ丘3-17-21	0720 48-2441
府立たかわし寮	120	羽曳野市埴生野1251-3	0729 57-2851

府立東大阪養護老人ホーム	150	東大阪市上六萬寺町13-47	0729 84-6458
府立貝塚養護老人ホーム	300	貝塚市半田781-1	0724 22-2160
府立盲老人ホーム槻ノ木荘	50	高槻市塚原1-15-2	0726 94-0716

他に衛星都市立8カ所、組合立2カ所、社会福祉法人経営が7カ所。

特別養護老人ホーム

65歳以上で身体上または精神上の著しい欠陥のため病床にあたり日常生活に手助けが必要なお年寄りのために。

収入の有無等経済的状況にかかわらず利用できます。

申込みは民生委員か福祉事務所に。

市立弘濟院特別養護老人ホーム	300	吹田市古江台6-2-1	872-0055
府立泉南特別養護老人ホーム	100	泉南市馬場738	07248 3-2318
府立城東特別養護老人ホーム	70	城東区古市1-20-7	931-5190

美原荘	120	南河内郡美原町平尾 595-1	0723 62-3491
春日丘荘	120	茨木市春日丘 7-3148-1	0726 25-6377
四天王寺 悲田院特別養護老人ホーム	100	羽曳野市埴生野 805-1	0729 56-2985
大阪老人ホーム	100	松原市阿保 3-14-22	0723 31-4164
万寿園	100	岸和田市尾生町 808	0724 45-0749
聖徳特別養護老人ホーム	100	枚方市香里ヶ丘 8-1	0720 54-5826
あかつき特別養護老人ホーム	70	箕面市白島 50	0727 22-3438
嘉齡荘	55	堺市伏尾 193	0722 78-0205
泉佐野特別養護老人ホーム	50	泉佐野市士丸 531	0724 67-2160
年輪	50	堺市別所 1764-1	0722 93-4800
合掌荘	50	寝屋川市成田東ヶ丘 28-7	0720 31-1284
犬鳴山荘	60	泉佐野市士丸 388	0724 68-0661
寝屋川十字の園	50	寝屋川市池田 3-21-1	0720 28-1765
貝塚誠心園	50	貝塚市森 1103-2	0724 46-8022
唐国園	50	和泉市内田町 2017	0725 53-1126

るうてるホーム

50

四条畷市岡山175

0720

78-9371

軽費老人ホーム

収入はあっても身寄りが無いとか、家族と一緒に住めない60歳以上の健康なお年よりのために。

申込みは直接施設へ。

市立軽費老人ホーム天野苑	100	八尾市服部川737	0729 41-0502
府立軽費老人ホーム和風荘	70	南河内郡美原町平尾2196	0723 61-0116
府立軽費老人ホーム豊寿荘	100	豊中市新千里西町2-7-2	831-7225
府立軽費老人ホーム万寿荘	50	池田市井口堂町3-4-1	0727 61-6153
府立軽費老人ホーム河南荘	100	南河内郡河南町大字白木	07219 3-5988

他に社会福祉法人経営が府下12カ所。

有料老人ホーム

60歳以上、健康で身の回りのことができ、共同生活に耐えられる方で保証人が2人以上ある方。申込みは直接施設へ。

独身婦人連盟と「碑」

柿崎浩子

第二次大戦では多くの若者の命が奪われ、彼らと結婚したはずの多くの女性が結婚の機会を奪われました。戦中戦後の厳しい生活を、老いた両親や弟妹を支えて懸命に働き、自らのしあわせを後まわしにして生きてこざるを得なかった女性も少なくありません。

女性差別に加えて、「独身」に対する偏見にも耐えながら黙々と働いてきたこの女性たちの経済的、社会的貢献に対して、ほとんど報いられるものがないのが日本の現状です。

この不遇をはねかえすために、1967年3月、「独身婦人連盟」が結成されました。公営住宅や住宅金融公庫が単身者を締め出しているのを改善させるとか、ひとり暮らしの老人に対する対策を向上させることなどを要求して活動しながら、ひとりで生きる女性たちのはげましと連帯の場となっています。

好むと好まざるとにかかわらず独身を貫いたこの女性たちが切り開く道は、これからの独身女性の人生に自信を与えるものとなり、「女が一人でも生き

られる」社会をつくることは、既婚、未婚を問わず、ひとりひとりが自主的に生きることのできる社会をつくることにつながるのではないのでしょうか。

この「独身婦人連盟」のメンバーが中心になって、京都の常寂光寺に「碑」を建立する運動が進んでいます。ひとりで生きてきた女が人生の最終まで自主を全うするために、また戦争で結婚の奪われることが二度とないよう平和を願って建てるもので、希望すれば納骨も可能です。自主の証(あかし)と平和への願いを後世に伝える—それが現代の独身婦人の遺産といえましょう。

連絡先 大阪市大淀区中津2-8
中津リバーサイドコーポ
C505 谷 嘉代子方
☎372-7655

あるホームヘルパーの遺稿集
— 交わりの中なかで —
— ホームヘルパー 残像 —
加藤みどり著 送料とも1200円
郵便振替 大阪44500
加藤みどりさんを偲ぶ文集を作る会
高槻市古曾部町3-14-18 人見和子方

==== 婦人のための施設 =====
 ===== 母子家庭を中心に =====

大阪府婦人相談所

天王寺区六万体町 772-4100

府立勤労婦人ホーム

岸和田市加守町 0724-45-1916

市立勤労婦人センター

大正区泉尾 3-9-16 554-5376

母子休養ホーム・万緑荘

東大阪市六万寺町 0729-84-5441

大阪府谷町福祉センター・清香会館

東区谷町5-21-1 763-4691

市立母子福祉センター・愛光会館

東区谷町3丁目35 941-2052

府立夕陽丘 平野区平野上町1-7-3
 母 市立北母子寮 東淀川区相川北通2-3
 子 市立東 東成区中本4-1-21
 寮 市立南 阿倍野区阪南町5-12-24
 大念仏寺 天王寺上汐町4-22
 堺市立緑ヶ丘 堺市緑ヶ丘南町1-26
 市立岸和田 岸和田市加守町2-8-21
 和泉市立 和泉市肥子町1-2-9
 東大阪市立 東大阪市高井田1328
 吹田市立 吹田市泉町2-11-43
 守口市立 守口市南寺方北通1-18
 古市 羽曳野市古市2-2-17
 王風会 岸和田市岸城町18-11
 八尾隣保館 八尾市南本町3-4-5

労基法改訂について

弁護士・川西渥子

① 労基法研究会「報告書」とは
1978年11月20日、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会は、「婦人労働法制の課題と方向」と題する「報告書」を労働大臣に提出しました。

「報告書」は女子労働の実態の変化

や諸外国の動向から、男女差別を規制する新立法の制定を目玉に、母性保護規定の見なおしを唱っています。

母性保護を妊産婦保護と一般保護に区分けし、前者を若干底上げして、後者を切り捨てるというものです。

現行労基法の女子保護規定と「報告書」の労基法改悪案

	条	現行労基法	報告の結論
一般的保護	61	<ul style="list-style-type: none">・時間外労働を1日2時間、1週間6時間、1年150時間以内に制限（決算業務のみ例外として2週12時間以内）・休日労働禁止（あらかじめ休日振り替えすることは可能）	原則として男子並みに

一 般 的 保 護	62	・深夜業禁止（例外多数あり）	原則として解除 最小限の特例のみ禁止
	63	・危険有害業務の就業制限	原則として男子並みに
	64	・坑内労働禁止（例外なし）	全面禁止を改める（医師、看護婦、新聞記者等災害時等についての入坑を許容）
	67	・生理休暇の請求権	原則として、廃止すべきだが関係者の理解を求める
	68	・解雇の日から2週間以内の帰郷者に旅費支給	廃止
母 性 保 護	19	・産前産後休業中の女子について、その期間中及びその後30日間解雇禁止	産前妊娠期間中に解雇制限するのは疑問
	65の①	・産前休業6週間	現行通り。ただし多胎妊娠は別に10週間程度を検討
	65の②	・産後休業6週間ただし5週間経過後本人の請求で支障のない業務につける	8週間程度に
	66	・育児時間を生後1年未満に対し、休憩時間以外に1日2回各30分以上	パートタイマー等1日4時間以内について1回に短縮も検討
			以上のほか定期検診時間の規定必要

② その背景とねらい

1970年の東京商工会議所の意見書にみられるように、「高度成長」下で安価な女子労働者を確保しようとする要望から出発したのですが、政府・資本は不況・「低成長」時代に入り労働者全体の搾取のかなめとして実現をはかろうとするものです。女性も「保護か平等か」で峻別し、新たな差別と選別をして、大量の低賃金労働力を確保して不況を乗りきろうとする80年代に向けての労働政策です。

③ 「報告書」の問題点

- 深刻な母性破壊の実態を無視
- 諸外国の労働条件（週40時間制、残

業なし等）・国際的基準のおくれをみていない ILOの母性保護・休日労働時間の条約の批准が先決

- 男女の生理的機能に相違がありこれを認めた上で平等を考えるのでなく保護と平等を対立的なものとする点で根本的な誤り

④ 闘いの方向

男子も含め労働条件を人間らしいものに上げることが先決です。

- 母性保護の権利行使を点検し「平等」を口実とする権利取上げを許さない
- 「保護」か「平等」かの思想攻撃を学習により克服する。
- 実効ある「平等法」を実現させる。

女性と福祉を考える本

婦人白書1978 - 婦人と老後問題

婦人の賃金と福祉

あなたの老後

女性と年金 - 明るい生活のために

年金に勝つ - その秘訣

老人が病気になったら

老人ボケがなおる

夫と妻のための老年学

老い(上・下)

ひとり暮らしの戦後史

日本婦人団体連合会

竹中恵美子

毎日新聞社

伊部英男

毎日新聞社

川合一良他

長倉功

水野肇

ポーヴォワール

塩沢美代子・島田とみ子

草土文化

創元社

帝国地方行政学会

時事通信社

毎日新聞社

ミネルヴァ書房

社会保険出版社

中央公論社

人文書院

岩波新書

婦人問題に関する本 — 1978年に出版された本から

婦人問題ハンドブック	樋口恵子監修	創元社
女の現代 — 育児から老後へ	伊藤雅子	未来社
女の子の育て方 — 愛と自立への出発	樋口恵子	文化出版局
たくさんの足音	榎田ふき	草土文化
婦人のあゆみ百年	日本婦人団体連合会	大月書店
講座現代の婦人労働（全4巻）	黒田俊雄他	労働旬報社
現代子育て考④男と子育て	男の子育てを考える会	現代書館
<資料>		
婦人の現状と施策	総理府	ぎょうせい
婦人労働法制の課題と方向	労働省	日刊労働通信社



あとがき

国際婦人年北区の会は、1975年の国際婦人年に呼応して、大阪の玄関北区に働く婦人を中心に結成されました。10年がかりで「婦人問題講座」をおこない、交流や宣伝を通して婦人の平和・平等・発展に貢献したいと思います。

この会は、会費はなく、ミニパンフの売り上げで運営をおこなっておりますので、趣旨賛同の方は、パンフの普及と活動資金カンパにご協力ください。

ミニパンフ発売中

№2 働きつづけるために—共働きと子ども

№3 仕事の中の女たち —職場での男女平等

いずれも100円、〒60円、申し込みはあらくさタイプまで

ことしのテーマは「女性と子ども—あえて母性を問う」です。子どもと社会、父親論、職場の中の母性、母性神話、などについて話しあいます。

5月か6月に塩沢美代子さんによる「労基法改悪案とアジアの女たち」の講演、12月は楽しい「親子フェスティバル」です。定例会はいつものように7月～12月の第3土曜、北市民教養ルームです。

187*

モ
今
ハ*

* 共催 北区母親連絡会
新婦人北支部働く婦人の部会
独身婦人連盟関西支部
年度国際婦人年北区の会委員／神谷伸
子、正路怜子、船井喜美代、三浦美也子、
田純子、柿崎浩子、岩井美枝子
パンフに協力して下さった方／川本幹
子、藤崎光子、星野東志子、豊田雅子

1979年3月8日 第1版発行
編集者／三浦美也子、正路怜子
神谷伸子、藤崎光子
発行所／©国際婦人年北区の会
印刷／あらくさタイプ
大阪市北区兔我野町4-15
新大阪ビル
☎ 315-0515



International
Women's Year
1975

発行所／大阪市北区西天満 4 - 12 - 22 第三青山ビル
弁護士川西方 国際婦人年北区の会